

2022 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 日本ビジネスシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 牧田 幸弘
(コード番号：5036 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 勝田 耕平
(TEL. 03-6772-4000)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022 年 6 月 28 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- | | |
|------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,438,000株
(募集株式数については、2022年7月14日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。) |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2022年7月14日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2022年8月1日(月曜日) |
| (4) 募 集 方 法 | 処分価格(募集価格)での一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、東海東京証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、東洋証券株式会社及びむさし証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処分価格(募集価格) | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況を勘案した上で、2022年7月25日に決定する。) |
| (6) 申 込 期 間 | 2022年7月26日(火曜日)から
2022年7月29日(金曜日)まで |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 2022年8月2日(火曜日) |
| (9) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (10) 払 込 取 扱 場 所 | 株式会社三菱UFJ銀行 長原支店 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

- (11) 前記各項を除くほか、本公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 365,700株
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2022年7月25日に決定される予定である。)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
365,700株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合には、本株式売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 365,700株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2022年8月29日(月曜日)
- (4) 払 込 期 日 2022年8月30日(火曜日)
- (5) 割 当 方 法 割当価格で三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当てる。ただし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による自己株式の処分を中止する。
- (6) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (8) 払 込 場 所 上記1.における払込場所と同一である。
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、本第三者割当による自己株式の処分を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、本第三者割当による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記2.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

[ご参考]

1. 公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- | | | |
|-------------------|--|---------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 2,438,000 株 |
| (2) 売出株式の種類及び数 | オーバーアロットメントによる売出し(※) | 当社普通株式 上限 365,700 株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2022年7月15日(金曜日) から
2022年7月22日(金曜日) まで | |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2022年7月25日(月曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況を勘案した上で決定する。) | |
| (5) 申 込 期 間 | 2022年7月26日(火曜日) から
2022年7月29日(金曜日) まで | |
| (6) 払 込 期 日 | 2022年8月1日(月曜日) | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2022年8月2日(火曜日) | |

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分に伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「事務幹事会社」という。)が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、事務幹事会社が当社株主である牧田幸弘(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、事務幹事会社を割当先とする当社普通株式365,700株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

また、事務幹事会社は、2022年8月2日から2022年8月24日までの間、みずほ証券株式会社(以下、事務幹事会社と併せて「共同主幹事会社」という。)と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

事務幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定ですので、その場合には本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、事務幹事会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現 在 の 当 社 が 保 有 す る 自 己 株 式 数	4,553,700 株
公 募 に よ る 自 己 株 式 の 処 分 株 式 数	2,438,000 株 (注1)
公 募 に よ る 自 己 株 式 の 処 分 後 の 自 己 株 式 数	2,115,700 株 (注1)
第 三 者 割 当 に よ る 自 己 株 式 の 処 分 株 式 数	365,700 株 (注1) (注2)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数 1,750,000株(注1)(注2)

(注) 1. 今回の公募による自己株式の処分及び第三者割当による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

2. 第三者割当による自己株式の処分株式数及び第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数は、上記「3. 第三者割当による自己株式の処分の件」の募集株式数の全数に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申し込みがあり、自己株式の処分がなされた場合の数値であります。

3. 調達資金の使途

公募による自己株式の処分による手取概算額3,185,313千円及び第三者割当による自己株式の処分による手取概算額上限480,346千円を合わせた、手取概算額合計上限3,665,659千円については、①人材の採用等に係る費用及び人件費並びに②サービス基盤拡充・新規サービスの開発に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下のとおりであります。

①人材の採用等に係る費用及び人件費

今後、当社が展開するクラウドインテグレーション事業及びクラウドサービス事業を拡大するにあたり、優秀な人材を確保し、適切に育成していくことが不可欠である一方で、当社の属するIT業界では、人材獲得競争が激化しております。また、当社が今後、さらなる成長を遂げるため、当社独自のマネージドサービスによるサブスクリプション型のビジネスモデルへの転換が不可欠となります。

特に、人材市場の状況を鑑みて、クラウドマネージドサービスプラットフォーム(JBS Cloud Suite)の拡充に伴うクラウドの開発領域やクラウドセキュリティ領域、及び業界知見の高い企画営業を強化していくための人材の採用等に係る費用及び人件費の一部として、2,700,000千円(2023年9月期:1,500,000千円、2024年9月期:1,200,000千円)を充当する予定です。

②サービス基盤拡充・新規サービスの開発

当社は、マイクロソフト社の最上位資格であるAzure Expert MSP認定を取得している強みを活かし、クラウドマネージドサービスを強化していく方針であり、プラットフォームの機能強化及び独自サービスの開発を図っていくため、以下の開発費用に充当する予定です。

a. クラウドマネージドサービスプラットフォーム(JBS Cloud Suite)の拡充

2022年6月にローンチした当社独自のクラウドマネージドサービスプラットフォームであるJBS Cloud Suiteの機能強化やサービス拡充を進めていくための開発費用として700,000千円(2023年9月期:300,000千円、2024年9月期:400,000千円)を充当する予定です。

b. その他各種ソリューション提供に向けた機能開発

上記使途以外の残額はマイクロソフト社のクラウドサービス等の提供に最適な開発環境の構築やMicrosoft HoloLensなどの最先端テクノロジーを活用したサービス等の開発費用として充当する予定です。

なお、上記調達資金の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格1,420円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策の一つとして位置付けております。株主の皆様から預託された資本を有効に活用し事業活動を通じて利益をあげ、事業基盤の安定と更なる拡充に備えるために必要な内部留保の充実も念頭に置きつつ、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、利益還元を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、優秀な人材の採用等の必要運転資金やサービス基盤の拡充・新規サービスの開発のための資金として、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、配当性向 30%を目安として、安定的な配当の実現を目指してまいります。

なお、2022 年 9 月期末配当予想につきましては、別途「2022 年 9 月期の業績予想について」において、1 株当たり 30 円の配当を実施予定である旨を公表しております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	2019 年 9 月期	2020 年 9 月期	2021 年 9 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	87,241.04 円	44.17 円	79.51 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株当たり中間配当額)	5,000 円 (－円)	5,000 円 (－円)	10,000 円 (－円)
配 当 性 向	5.7%	22.6%	25.2%
自己資本当期純利益率	30.9%	7.4%	12.4%
純 資 産 配 当 率	2.2%	1.7%	3.1%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、2022 年 6 月 3 日付で普通株式 1 株につき 500 株の株式分割を行いました。2020 年 9 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記 3. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2019 年 9 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2019 年 9 月期の数値（1 株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2019年 9 月期	2020年 9 月期	2021年 9 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	174.48円	44.17円	79.51円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株当たり中間配当額)	10円 (－)	10円 (－)	20円 (－)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

5. ロックアップについて

本募集に関連して、当社株主かつ貸株人である牧田幸弘、当社株主である株式会社ロマネ、株式会社三菱総合研究所、日本ビジネスシステムズ社員持株会、三菱総研DCS株式会社、有限会社セブンレイヤーズ、牧田和也、森屋正樹、小澤正彦、上加世田克、和田行弘、牧田京子、佐藤みほり、牧田さやか、斎美子、島田直樹、皆木宏介、後藤行正、占部利充、兒玉眞二及び当社従業員 168 名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2023 年 1 月 28 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022 年 6 月 28 日開催の当社取締役会において決議された事務幹事会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

6. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集において、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくことを目的として株式会社三菱総合研究所に対し、公募による自己株式の処分のうち 364,600 株を上限として売付けること、当社従業員への福利厚生等を目的として日本ビジネスシステムズ社員持株会に対し、公募による自己株式の処分のうち取得金額 490,000 千円に相当する株式数を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行なわれることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行なう方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。